

大規模災害からの復興に関する法律施行令案の概要

平成25年7月10日
内閣府

1. 制定の趣旨

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「法」という。）の規定に基づき、復興のための特別の措置等に必要な手続の細目等を定めるため、本政令を制定する。

2. 概要

(1) 特定公共施設について

法第2条第5号の政令で定める公共の用に供する施設（特定公共施設）は、広場、緑地、水道、河川及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とする。

(2) 土地改良事業の要件等について

法第16条第1項の政令で定める土地改良事業の要件として、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の2第1項第2号に掲げる申請によらない土地改良事業と同等の要件を規定するほか、所要の規定の整備を行うこととする。

(3) 地籍調査に要する経費について

法第20条第6項の規定により国土交通省が行う地籍調査に要する経費で、特定被災都道府県等が負担する経費は、一筆地調査等の作業に要する費用で、国土交通大臣が定める基準によって算定したものとする。

(4) 届出対象区域内において届出を要する行為等

法第28条第4項の政令で定める届出対象区域内で届出を要する行為は、建築物その他の工作物の移転等とするほか、所要の規定の整備を行うこととする。

(5) 収用委員会に対する裁決の申請

法第34条第4項の規定に基づき、収用委員会に裁決を申請しようとする者は、内閣府令で定める様式に従い、氏名及び住所、復興整備事業の種類等を記載した申請書を収用委員会に提出しなければならないこととする。

(6) 災害復旧事業等の工事の国等による代行に関する規定

法第3章第3節に規定する災害復旧事業等に係る工事の国等による代行について、以下の事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととする。

① 国又は都道府県が被災地方公共団体等に代わって行う権限

② 工事に要する費用の負担

(7) 職員の派遣に関する規定

法第53条から第56条までに規定する復興計画の作成等のための職員の派遣について、派遣の要請及びあっせんの要求手続、派遣職員の身分及び給与等について定めるものとする。

3. その他

この政令は、法附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の日（平成25年8月中旬予定）から施行することとするほか、所要の規定の整備を行うこととする。